

植物防疫事業交付金（継続）

332（342）百万円

対策のポイント

我が国全体の農業生産の安全保障を確保するため、国と都道府県が協力して病害虫のまん延を防止します。

（病害虫の防除）

病害虫のまん延は、我が国の農業生産に重大な損害を与える恐れがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、我が国全体の農業生産の安全を確保する観点から、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要があります。このため、都道府県が設置する病害虫防除所の適切な運営を図るとともに、病害虫発生予察事業を実施します。

政策目標

防除を要する病害虫の発生予察情報の農業者への提供

< 内容 >

1. 発生予察事業の実施

全国的に分布し急激なまん延傾向のある病害虫の発生動向や気象情報等を調査し、その結果から、防除を要する病害虫の情報（発生動向、防除対策）を農業者等に提供する発生予察事業を実施することで、病害虫の発生を抑制し、まん延を防止します。

< 事業実施主体 > 都道府県

< 交付率 > 定額

< 事業実施期間 > 昭和60年度～

< 平成19年度概算決定額 >

植物防疫事業交付金

332（342）百万円

【担当課：消費・安全局 植物防疫課（03）3502-3383（直通）】